

[事案 2021-275] 保険料払込免除請求

・令和5年4月3日 和解成立

<事案の概要>

保険料払込免除特約の適用対象外となったことを不服として、保険料払込免除特約の適用を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年3月に腎臓機能障害の治療のため、生体腎移植手術を受けたことから、平成17年3月に契約した医療保険および変額保険（いずれも保険料払込免除特約付）にもとづき保険料払込免除を請求したところ、適用対象外となった。しかし、以下の理由により、保険料払込免除特約を適用し、その後に支払った保険料を返還してほしい。

- (1) 保険料払込免除特約の審査は、腎移植前の障害状態で可能であった。
- (2) 障害状態は回復したとみなされているが、移植臓器による障害状態の回復であり、臓器は永続的に回復しない状態である。
- (3) 人工透析療法が保険料払込免除特約の対象で、腎移植後は障害回復とみなし対象外となる特約適用の解釈には違和感を覚える。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 手術前に照会を受けた時点では医師による症状固定の診断はなされておらず、手術により障害状態が回復する可能性があるため、「その状態が永続的に回復しない状態」に該当するかどうかの判断ができないことから、手術前の障害状態をもって保険料払込免除特約の適用対象となるかの判断はできない。
- (2) 本契約の各約款における保険料払込免除特約の適用事由に該当しない。
- (3) 「国民年金・厚生年金保険認定基準」によると、人工透析療法施行中の場合と、腎移植後の場合で差異を設けており、この基準との比較において、保険料払込免除特約に特段の問題があるとは言えない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保険料払込免除請求時等の状況を把握するため、申立人および申立人の夫、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険料払込免除特約の適用は認められないものの、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人は、令和3年1月から再三にわたり保険会社に対し保険料払込免除の請求意思を示していたにもかかわらず、具体的に動きがあったのは、同年7月にカスタマーセンターに問い合わせをした以降であって、その間、保険会社から必要書類の送付や、明確な連絡がなかった。
- (2) 本件では、移植手術後一定期間経過しなければ、保険料払込免除特約の適用について判断できない事情が認められるが、少なくとも同特約の適用を請求している申立人に対し、令

和3年1月の段階から、いつどのような段階で調査・判断をするかという点を明確にする必要があったと考えられ、腎臓移植というような重大な手術により精神的な負担を受けている申立人に対し、適切な連絡や説明が欠けていた。